

標 題：

油タンカー及びばら積貨物船等
における船体継続検査について

NKテクニカル インフォメーション

No. : 1 4 0

Date : 平成 6 年 6 月 1 4 日

関係船主 各位

拝啓

貴社益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、油タンカー及びばら積貨物船の検査強化に関連し、(ESP)の船級付記を有する船舶(油タンカー、ばら積貨物船及び鉱石運搬船等)にあつては、船体継続検査を適用しない旨、IACS(国際船級協会連合)において合意されております。

この合意により、油タンカー、ばら積貨物船及び鉱石運搬船等の(ESP)の船級付記を有する船舶にあつては、今後船体継続検査が適用できなくなりますので、ご承知おき下さい。なお、(ESP)の船級付記を有する船舶であつて既に船体継続検査を適用している船舶については、本年7月1日以降実施される中間検査(第1種中間検査)あるいは定期検査をもって、通常の検査方式に移行する必要があります。該当する船舶がございましたら、本会検査技術部までお知らせ下さい。

本件に関しご不明な点等ございましたら、本会検査技術部までお問い合わせ下さい。

敬 具